

# 税務相談室

## 一人当り3,000円が5,000円に

北海道医師会顧問税理士 留目 正

**問い：**当医療法人では、近々創立〇〇年記念パーティーを行います。ホテルにおける諸経費、記念品代が相当額見込まれます。招待者からの祝金は支出する交際費から差し引いて計算してもよろしいですか。なお、法人税法上の交際費とその取り扱いについてもご教示願います。

**お答え：**交際費は、本来は法人が支出する費用ですから、課税所得の計算上これらを損金不算入にする制度は適当でないと考えられますが、国の政策上の目的から損金に算入されていません。

### I 法人税法上の交際費と損金不算入額

交際費の課税に当たっては、交際費等の範囲を明確にする必要があることから、租税特別措置法第61条の4第3項では次のように規定しています。

『交際費とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの。』この場合、専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行のために通常要する費用等は、これに含まれません。なお、政令では、次のような通常業務に付随して生ずると認められる支出を交際費から除外しています（措令37条の5）。

① カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手拭いその他これらに類する物品を贈与するために通常要

する費用。

② 会議に関連して茶菓、弁当、その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用。

③ 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他の記事の収集のための、又は放送のための取材に通常要する費用。

交際費は本来各事業年度のうちに支出される金額が損金不算入です。ただし、支出された交際費等のうち資本金が1億円以下の法人は次に掲げる金額の合計額です（措置法第61条の4）。

① 交際費等の支出額のうち定額控除限度額に達するまでの金額×10%

② 交際費等の支出額のうち定額控除限度額を超える部分の金額

(注) 定額控除限度額とは、400万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額をいいます。

### II 祝金と支出交際費は差し引きできない

まず、国税不服審判所の裁決例からご説明いたします。『法人の記念行事において、招待客から受け入れた祝儀の額は、支出交際費等の額から控除することはできない。（昭62.8.25裁決）』

創立〇〇年記念パーティーの費用から祝金を差し引いた金額で交際費課税の計算をするのが妥当のようにも考えられますが、現在のところ、会費制の場合を除いて、支出交際費から祝金を控除することは適当でないと考えられます。

### III 取引先等との会議費等は一人5,000円に

法人税法上、会議に際して社内または通常会議を行う場所において、通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則としてIの②の『会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用』に該当することになっています。

平成18年の税制改正で、18年4月1日からは、従来Iの②の金額は3,000円でしたが、これが一人当たり5,000円ということになりそうです。取引先等との会議等を、レストランでの少々の飲み物を伴う昼食代は、会議費での処理が可能と考えられます。